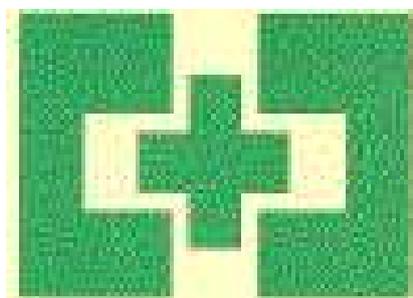


# 第12次労働災害防止推進計画

(平成25年度～29年度)



平成25年3月

和歌山労働局

## 《 目 次 》

1	計画のねらい	1
2	計画の期間	1
3	計画の目標	1
4	労働災害を巡る状況と課題	2
(1)	労働災害の動向	2
(2)	健康確保対策の状況と課題	3
5	重点施策	4
(1)	労働災害を減少させるための重点施策	4
(2)	健康確保のための重点施策	4
(3)	リスクアセスメントの普及促進	4
(4)	専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化	4
6	重点施策ごとの具体的取組	4
(1)	労働災害を減少させるための重点施策	4
ア	食料品製造業及び金属製品製造業対策	4
イ	建設業対策	5
ウ	陸上貨物運送事業対策	6
エ	農業対策	7
オ	林業対策	8
カ	小売業対策	8
キ	社会福祉施設対策	9
ク	高年齢労働者対策	10
ケ	交通労働災害防止対策	11
(2)	健康確保のための重点施策	11
ア	メンタルヘルス対策	11
イ	過重労働による健康障害防止対策	12
ウ	化学物質等による健康障害予防対策	12
エ	腰痛予防対策	13
オ	熱中症対策	13
カ	受動喫煙防止対策	13

- ( 3 ) リスクアセスメントの普及促進 . . . . . 1 4
- ( 4 ) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との  
連携の強化 . . . . . 1 4

# 第 1 2 次労働災害防止推進計画

和歌山労働局

## 1 計画のねらい

人は働くことで生計を立て、人生の多くの時間を職場で過ごす。国の経済や社会は、このような人々の労働によって支えられている。しかし、職場では、日常生活では使うことがないような危険な物を扱ったり、危険な場所での作業が必要なこともある。

また、心身に影響が及ぶような過重労働も問題となっている。人の生命と健康はかけがえのないものであり、どのような社会、経済であっても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならない。

こうした悲劇を少しでも減らすため、国は昭和33年からこれまで11次にわたって「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和47年には労働災害の防止を目的とする「労働安全衛生法」を制定し、関係業界、専門家などと協力しながら、対策に取り組んできており、和歌山労働局においては、これまで国の「労働災害防止計画」を基に同じく11次にわたり「労働災害防止推進計画」を策定し、和歌山県における労働災害の減少のため各種の施策を推進してきた。

その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、現在に至ってもなお、全国的には、仕事上の怪我や急性中毒などで亡くなる人は1,000人を超え、怪我を負ったり病気になり、4日以上仕事を休まざるを得なかった人は年間11万人に達しており、和歌山県においても、仕事上の怪我や急性中毒などで亡くなる人は10人前後を数え、怪我を負ったり病気になり、4日以上仕事を休まざるを得なかった人は年間1,200人に達している。

このため、国は、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、今般、新たに平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする「第12次労働災害防止計画」を策定したことから、和歌山労働局においても、県内における労働災害の減少と労働者の健康確保を図るため、国の「第12次労働災害防止計画」に基づき、本推進計画（以下「12次防」という。）を策定することにより、今後の労働災害防止対策の方向性及び対策の内容を明らかにするものである。

## 2 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画とする。

ただし、計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

## 3 計画の目標

- (1) 死亡災害の撲滅を目指し、平成24年と比較して、平成29年までに和歌山県の労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること

- (2) 平成24年と比較して、平成29年までに和歌山県の休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること

#### 4 労働災害等を巡る状況と課題

##### (1) 労働災害の動向

###### ア 和歌山県の全産業における労働災害発生状況

第11次労働災害防止推進計画(以下「11次防」という。)においては、平成20年から平成24年までの間、労働災害については、和歌山県内の死亡者数を平成24年において平成19年と比して25%以上減少させること、和歌山県の休業4日以上の死傷者数を平成24年において平成19年と比して15%以上減少させることを目標に取り組を行い、死亡者数については、平成19年が16人であったところ、平成24年は10人と37.5%の減少となり、目標を達成した。

また、死傷者数についても、平成19年が1,403人であったところ、平成24年は1,182人と15.8%の減少となり、目標を達成した。

その経年の変化をみると、死亡者数は、平成20年以降毎年順調に減少して平成22年に9人となったが、平成23年は増加に転じ、平成24年は前年より減少して10人となったものの、最も少なかった平成22年を1人上回っている。

また、死傷者数については、平成20年は対前年比2.9%減と微減であったものが、平成21年には対前年比12.6%減と大きく減少したことにより、この時点で和歌山県の休業4日以上の死傷者数の目標を達成したものであり、平成22年、23年はそれぞれ前年より微増したものの、平成24年は前年より4.8%減少した。

死傷者数の平成21年における急激な減少は、特に製造業が対前年比22.1%と大きく減少しており、平成20年9月に端を発したいわゆるリーマンショックによる製造業の停滞と、その後の回復も緩慢なことによるものと考えられる。

###### イ 業種別の労働災害発生状況

死亡者数については、平成20年から平成24年までの累計は54人に上っているが、業種別でみると最も多かったのが建設業の21人で全体の38.9%を占めており、事故の型別でみると「交通事故」災害と「墜落・転落」災害の各16人で、それぞれ全体の29.6%を占めている。

死傷者数については、製造業は、平成19年から目標を上回って24.9%減少した。

このうち、食料品製造業は、さらにこれを上回って26.9%減少しており、金属製品製造業は1.7%の減少に留まったが、これらの業種は製造業のうちで死傷者数が多く、全産業に占める割合も高い。

建設業は、平成23年には平成19年から26.6%減と目標を大きく上回って減少したものの、平成24年は前年9月の台風12号被害の災害復旧工事が最盛期を迎えたこともあって対前年比21.3%増となったことから、結果11.0%の減少に留まり、全産業に占める割合は以前より高くなっている。

陸上貨物運送事業は、増減を繰り返しながら17.8%減少したものの、依然

として全産業に占める割合は高い。

農林業は、林業は増減を繰り返しながらも35.4%減と大きく減少した一方、逆に農業は増減を繰り返しながら47.4%増と大きく増加し、全産業に占める割合が高くなっている。

小売業は、増減を繰り返しながら目標を上回って27.8%減少したものの、依然として全産業に占める割合は高い。

社会福祉施設は、それまでも増加傾向にあったものの全産業に占める割合はそれほど高いものではなかったが、63.8%増と急増し、全産業に占める割合も急激に高くなっている。

#### ウ 高年齢労働者の労働災害の状況

平成19年において、全産業の死傷者のうち50歳以上の労働者の占める割合は44.4%であったところ、平成24年においては43.2%と減少しているが、60歳以上の労働者の占める割合は18.2%から20.9%に増加している。

#### エ 職業性疾病の発生状況

職業性疾病により死亡又は休業した労働者は、平成19年においては131人であり、そのうち、「腰痛」によるものが最も多く全体の64.9%を占めており、次いで「じん肺症」によるものが6.9%であったが、その後順調に減少し、平成23年には102人となったが、依然として「腰痛」によるものが最も多く全体の57.8%を占めており、次いで「じん肺症」によるものが6.9%である。

### (2) 健康確保対策の状況と課題

平成19年以降の和歌山局における精神事案及び脳・心臓疾患による労災請求については、年によって増減はあるものの高止まり傾向である。

また、全国健康保険協会の平成23年度の全国の傷病手当金の疾病別申請割合において精神及び行動の障害が26.3%と4分の1を超え、和歌山県においても24.5%と4分の1近くに近づいていることから、今後も、メンタルヘルス対策及びメンタル不調を増進させる過重労働に対する健康障害防止対策の推進が必要である。

特に、メンタルヘルス対策については、これまでの取組の結果、和歌山県の労働者規模50人以上の事業場では何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は80%を超えていることから、今後は労働者規模50人未満の事業場について取組の促進を図っていく必要がある。

平成24年に大阪市内の印刷工場に端を発した印刷業における胆管がん発症問題については、和歌山県においては印刷業務に従事する労働者に胆管がんを発症した事例は認められず、平成24年度に印刷業の有機溶剤を使用する事業場に化学物質の適正管理について指導を行っているが、化学物質による健康障害防止対策については、国も今後取組を促進していくことから、和歌山労働局においても、今後取組を行っていく必要がある。

熱中症については、猛暑であった平成22年に全国的には急増したが、和歌山県において熱中症により休業した労働者は、平成20年、21年は各2人、22年、

23年、24年は各4人となっており、この間、死亡者は発生していないが、高止まり傾向となっている。

## 5 重点施策

### (1) 労働災害を減少させるための重点施策

- ア 全産業に占める災害発生の割合が高い製造業のうち食料品製造業及び金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業、農業、林業、小売業、社会福祉施設の事業場に対する業種の特性に応じた対策
- イ 高年齢労働者の特性に応じた対策
- ウ 交通労働災害防止対策

### (2) 健康確保のための重点施策

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働による健康障害防止対策
- ウ 化学物質による健康障害防止対策
- エ 腰痛対策
- オ 熱中症対策
- カ 受動喫煙防止対策

### (3) リスクアセスメントの普及促進

### (4) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化

## 6 重点施策ごとの具体的取組

### (1) 労働災害を減少させるための重点施策

#### ア 食料品製造業及び金属製品製造業対策

##### (ア) 現状と課題

食料品製造業の労働災害による死傷者数は、長期的に減少傾向にあり、11次防期間中も大きく減少したが、依然として製造業の中で最も死傷者数が多く、後遺障害を残す可能性が高い「はさまれ、巻き込まれ」災害の割合が高く、4分の1強を占めている。

金属製品製造業の死傷者数は、減少傾向がみられず、全産業に占める割合は増加傾向にあり、製造業の中では食料品製造業に次いで死傷者数が多く、後遺障害を残す可能性が高い「はさまれ、巻き込まれ」災害の割合が高く、4割強を占めている。

##### (イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、食料品製造業及び金属製品製造業の労働災害による休業4日以上の死傷者数をそれぞれ20%以上減少させる。

##### (ウ) 講ずべき対策

- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止を重点に、労働安全衛生関係法令の遵守及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく措置の徹底を指導する。
- ・ 請負労働者等が混在する作業における作業間の連絡調整をはじめとして、

労働安全衛生関係法令の遵守及び「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の指針」に基づく措置の徹底を親企業に呼びかけることにより、親企業の適切な安全管理を促進する。

- ・ 「機械譲渡者が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」に基づく残留リスク等の通知の促進を図るとともに、この通知を受けた事業者におけるリスクアセスメントの実施を指導する。
- ・ 金属製品製造業に対しては、金属のアーカ溶接作業、研磨作業等に係る粉じん障害防止措置の徹底を指導する。
- ・ 労働災害の状況を分析した資料及び「はさまれ、巻き込まれ」災害を中心とした災害事例等の情報を業界団体及び事業者に提供し、機械の本質安全化、安全作業マニュアルの作成等をはじめとした自主的な労働災害防止の取組を促進する。

## イ 建設業対策

### (ア) 現状と課題

建設業の労働災害による死傷者数は、長期的に減少傾向にあり、11次防期間中においても平成23年まで順調に減少していたが、平成24年に前年9月の台風12号被害の災害復旧工事が最盛期を迎えたこともあって急増している。

また、依然として重篤な災害に至る可能性が高い「墜落・転落」災害の割合が高く4割弱を占めており、土木工事業においては、同じく重篤な災害に至る可能性が高い「飛来・落下」災害及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の割合も高い。

今後、災害復旧工事については徐々に減少していく一方、社会的インフラの維持・更新のための工事が増加するものと予想されるが、これまでの建設不況により建設技術者や建設技能者が減少していることから、人材の質の維持や現場管理に支障をきたし、労働災害が増加することが懸念される。

また、インフラの老朽化により、増加が見込まれる解体工事における労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要である。

### (イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、建設業における労働災害における休業4日以上死傷者数を20%以上減少させる。

### (ウ) 講ずべき対策

- ・ 「墜落・転落」災害の防止を重点に、工事施工事業者足場についての法令上の措置、はしご、脚立、屋根等からの「墜落・転落」災害防止の徹底を指導する。
- ・ 建設業労働災害防止協会和歌山県支部と連携し、平成24年に策定された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」の周知を図り、建設工事の発注者、特定元方事業者及び足場設置事業者に対し、これに基づく措置の徹底を図る。
- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃

が大きいため、ハーネス型の安全带等墜落時に衝撃が少ない安全带の普及を図る。

- ・ クレーン機能付きドラグショベルの普及を図るとともに、「はさまれ・巻き込まれ」災害・「激突」災害等を防止するための建設機械の危険検知システム及び転倒時の運転者防護措置の導入を図る。
- ・ ずい道等の建設工事について、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知及び同ガイドラインに基づく措置の徹底等、粉じん障害を防止するための対策を推進するとともに、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒、酸欠等の防止対策の徹底を図る。
- ・ 中小地場店社を中心に、新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育をはじめとした建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図り、「元請事業者による建設現場安全管理指針」に基づく総合的な労働災害防止対策の推進を図る。
- ・ 災害復旧工事を含む公共工事における労働災害を防止するため、発注機関と連携した事業者に対する指導、合同安全パトロールを実施すること等により、公共工事の労働災害防止対策の推進を図る。
- ・ 公共工事の発注機関に対し、設計・計画段階からの安全衛生が確保されるよう、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、関係請負人へその経費が渡るような取組を要請する。
- ・ 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事においては、安全を十分に考慮した工事計画及び作業手順の作成及びこれによる施工を指導する。
- ・ アスベスト含有建材を使用した建築物の解体工事においては、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、地方公共団体と連携して対応する。
- ・ アスベスト含有建材を使用した建築物の解体工事においては、今後も増加が見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処するとともに、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。
- ・ 近年、台風、大雨、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、平成23年の台風12号被害の復旧工事をはじめ自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

## ウ 陸上貨物運送事業対策

### (ア) 現状と課題

陸上貨物運送事業の死傷者数については、長期的には減少傾向にあるものの

全産業に占める割合は依然高く、平成23年においては、交通労働災害によるものは1割未満と少なく、荷の積卸しによるものが5割強を占めている。

また、災害の5割強は荷先等で発生しており、荷先等での災害の8割強が荷の積み卸し時に発生している。

事故の型別で見ると「墜落・転落」災害が最も多く4分の1を占め、次いで、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」災害が多い。

陸上貨物運送事業の労働災害を減少させるには、荷の積卸し時の「墜落・転落」災害防止を図る必要があり、荷先等における対応も必要である。

#### (イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、陸上貨物運送事業の労働災害による休業4日以上死傷者数を15%以上減少させる。

#### (ウ) 講ずべき対策

- ・ 平成23年7月に策定された陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策における事業者の実施事項及び荷先等の実施事項の実施の促進を図る。
- ・ 国土交通省運輸支局・陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携し、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の普及を図る。
- ・ 荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の「墜落・転落」防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成を支援する。
- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する荷主側のそれぞれの役割分担を明示したモデル運送契約書の普及を図る等により、役割分担に基づく措置の徹底を促進する。

このため、国土交通省運輸支局と連携し、荷主団体にこれらの実施を働きかけるとともに、公益社団法人和歌山県労働基準協会等荷主となる事業者を多く擁する団体に対し、傘下会員事業場にこれらの実施を働きかけるよう要請する。

### エ 農業対策

#### (ア) 現状と課題

農業における死傷者数は、長期的には増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、ここ10年では平成22年の38人が最も少なかったが、平成23年、24年と2年連続で増加し、平成24年には56人と急増している。

平成23年においては、農業における労働災害は、果樹の収穫等に多く発生しており、起因物別にみると、立木や、地山、岩石の「環境等」によるものが半数近くを占め、事故の型別にみると、約半数が「墜落・転落」災害であり、その多くは果樹の収穫作業における立木や脚立からの「墜落・転落」災害である。

農業の労働災害の減少を図るには、特に果樹の収穫作業等における立木や脚立からの「墜落・転落」災害の減少を図る必要がある。

(イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、農業の労働災害による休業4日以上の死傷者数を25%以上減少させる。

(ウ) 講ずべき対策

- ・ 公共職業安定所と連携し、労働災害の状況を分析した資料、災害事例、労働災害防止対策等の情報を、労働者を雇用する農家及び就労する労働者に提供し、労働災害防止対策の実施を呼びかける。
- ・ 農業協同組合と連携し、特に果樹の収穫時に労働者を使用する農家に立木、脚立等からの「墜落・転落」災害防止等の労働災害対策の実施を指導する。

オ 林業対策

(ア) 現状と課題

林業における死傷者数は、長期的には増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成22年から3年連続して対前年より減少し全産業に占める割合も減少したものの依然として高く、11次防期間中に3人が死亡しており、重篤災害も多く発生していることから、その減少を図る必要がある。

また、チェンソー等による振動障害防止対策も重要である。

(イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、林業の労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。

(ウ) 講ずべき対策

- ・ 間伐作業等における労働災害を防止するため、「かかり木の処理作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置の徹底を図る。
- ・ 高性能林業機械に対する労働災害防止対策の推進を図る。
- ・ 刈払機による災害を減少させるため、「林業における刈払機使用にかかる安全作業指針」の徹底を図るとともに、振動障害を防止するため、平成21年に改正された「チェンソー取扱い作業指針」に基づく措置の徹底を図る。
- ・ チェンソー取扱い作業指導員制度の有効な活用を図る。
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会和歌山県支部と連携を図り、安全管理者、安全衛生推進者、林業架線作業主任者等の能力向上教育を促進する。

カ 小売業対策

(ア) 現状と課題

小売業の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの依然として全産業に占める割合は高い。

平成23年においては、小売業の労働災害は、販売商品別では食品スーパー、専門店等のその他の小売業において最も多く発生しているが、新聞販売業が約2割を占めており、百貨店や総合スーパー等の衣・食・住にわたる商品を販売する各種商品小売業も2割近くを占めている。

新聞販売業では、事故の型別にみると、「交通事故」が最も多く、次いで「転

倒」災害が多く、この2つで全体の9割以上を占めている。

新聞販売業を除く小売業では、「転倒」災害が最も多く、次いで「墜落・転落」災害が多く、この2つで全体の半数近くを占めている。

また、高齢労働者の災害が多く、50才以上の労働者による災害が過半数を占めている。

#### (イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、小売業の労働災害による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる。

#### (ウ) 講ずべき対策

- ・ 小売業では、「転倒」災害等日常生活で起こりうる災害が多いことから、労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、職場の安全意識が醸成されにくい傾向があるため、労働災害の防止は経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

このため、大規模店舗・多店舗展開企業に、店舗における安全衛生管理体制の構築、4S活動の取組を働きかける。

- ・ 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・ 多発している「転倒」災害や「切れ・こすれ」災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の普及を促進する。
- ・ 小売業における労働災害の状況を分析した資料、災害事例、安全管理の好事例等の情報を、直接事業者提供し、自主的な労働災害防止対策の取組の促進を図る。
- ・ 新聞販売業についても、労働災害の状況を分析した資料、交通労働災害、「転倒」災害等の災害事例、安全管理の好事例等の情報を、業界団体及び事業者提供し、自主的な労働災害防止対策の取組の促進を図る。

### キ 社会福祉施設対策

#### (ア) 現状と課題

社会福祉施設の死傷者数は、老人介護施設を中心に近年事業場が急激に増加していることから増加傾向にあり、全産業に占める割合も高くなっている。

今後も高齢化が進み、事業場の増加が予想され、これに伴って労働災害の一層の増加が懸念される。

社会福祉施設の災害は、平成23年においては、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」災害が最も多く、全体の3分の1を占めており、次いで「転倒」災害が3割を占めている。また、交通労働災害も多く、全体の1割強を占めている。

#### (イ) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに、労働災害による休業4日以上  
の死傷者数を10%以上減少させる。

(ウ) 講ずべき対策

- ・ 県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、社会福祉施設に対し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ・ 労働災害の状況を分析した資料、災害事例、上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を事業者を提供し、自主的な労働災害防止対策の取組を促進を図る。
- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

ク 高年齢労働者対策

(ア) 現状と課題

和歌山県においては、労働災害における50歳以上の労働者の占める割合は増加していないものの、平成24年においても全体の4割を占めていることに加え、60歳以上の労働者は徐々に増加しており、平成24年においては全体の2割を占めている。

平成25年4月から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、65歳までの定年年齢の引き上げ等が図られることから、今後も60歳以上の就労者が増加していくと予想されるため、高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む必要がある。

(イ) 講ずべき対策

- ・ 労働災害事例等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、広報により注意喚起を行う。
- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会和歌山支部と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切

な指導・対応が必要である旨を、産業医や和歌山産業保健推進連絡事務所等を通じて周知徹底する。

## ケ 交通労働災害防止対策

### (ア) 現状と課題

平成24年において、3人が交通労働災害により死亡しており、休業4日以上の死傷者数が全体の6.4%であるが、特に、道路旅客運送業では、当該業種の死傷者数の3分の2近くに上っており、小売業、社会福祉施設社会福祉施設においてもそれぞれの業種の死傷者数の1割を超えている。

### (イ) 講ずべき対策

- ・ 交通労働災害の割合の高い陸上貨物運送業、新聞販売業を含む小売業、社会福祉施設の事業場を中心に関係機関等を通じて「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図り、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び運行管理を徹底させる。
- ・ 交通事故防止対策を推進するため、和歌山県の交通事故をなくする県民運動推進協議会、国土交通省、警察機関等との連携を図る。

## (2) 健康確保のための重点施策

### ア メンタルヘルス対策

#### (ア) 目標

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

#### (イ) 講ずべき対策

##### a 小規模事業場の取組の促進

- ・ 小規模事業場の取組促進のため、県の関係部局、全国健康保険協会和歌山支部、和歌山産業保健推進連絡事務所、和歌山県医師会等との連携により、特に小規模事業場を対象としたセミナー、講習会等を開催し、商工会議所、商工会等を通じて情報提供を行うことにより取組気運の醸成を図る。

##### b メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・ メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であることから、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ・ メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

##### c ストレスへの気づきと対応の促進

- ・ 労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

##### d 取組方策の分からない事業場への支援

- ・ メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業者には、

メンタルヘルス対策支援センターの利用促進を図り、労働者規模50人未満の小規模事業場には、地域産業保健センターの活用を働きかける。

e 職場復帰対策の促進

- ・ 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス対策支援事業等を通じて、事業場の規模等に対応した職場復帰支援プログラムの作成を促進する。

イ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 目標

平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。

(イ) 講ずべき対策

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

ウ 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 目標

平成29年までに、GHS分類において危険有害性を有する化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

(イ) 講ずべき対策

a 国の化学物質有害性評価に基づく新たな規制の周知

- ・ 国の化学物質の有害性評価の結果、新たに特定化学物質障害予防規則等により規制された物質の法規制による措置の徹底を図る。

b 発がん性が疑われる化学物質に対する対応

- ・ 化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の周知、措置の徹底を図る。

c 危険有害性情報の適切な伝達・提供とリスクアセスメントの促進

- ・ 「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づくGHS分類において危険有害性を有する化学物質の危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付の促進を図り、この交付を受けた事業者のリスクアセスメントの実施を促進する。

## エ 腰痛対策

### (ア) 目標

平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。

### (イ) 講ずべき対策

#### a 職場における腰痛予防教育の強化

- ・ 特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

#### b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

- ・ 社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止の徹底、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ・ 労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、事業場に対して、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について訪問指導等を行う。
- ・ 事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

## オ 熱中症対策

### (ア) 目標

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数（各期間中5年間の合計値）を20%以上減少させる。

### (イ) 講ずべき対策

#### a 作業環境の測定とその評価の実施の促進

- ・ 高温の環境下での作業について、WBGT値（湿球黒球温度）による作業環境の測定と身体作業等に応じたWBGT基準値による評価の実施を促進する。

#### b 作業環境管理、作業管理の徹底

- ・ WBGT基準値を超える作業について、WBGT値の低減、涼しい休憩場所の確保、水分、塩分の十分な補給、十分な休憩時間の確保、身体強度の低い作業への変更等の対策の実施を指導する。

## カ 受動喫煙防止対策

### (ア) 目標

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。

### (イ) 講ずべき対策

- a 普及・啓発
  - ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発を実施し、事業者に対する受動喫煙防止対策助成金等の支援制度の周知を図ることにより、受動喫煙防止対策を普及・促進する。
- b 受動喫煙防止対策の強化
  - ・ 飲食店、ホテル・旅館等のうち職場での禁煙、空間分煙が対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置による受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

### (3) リスクアセスメントの普及促進

#### ア 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ・ 中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。

#### イ 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会和歌山県支部と連携して指導する。

#### ウ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。
- ・ 中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・ 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においても、リスクアセスメントの実施を促進する。

### (4) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化

#### ア 安全衛生労使専門家会議の活用

- ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を図る。

#### イ 行政機関との連携強化

- ・ 災害復旧工事をはじめとする公共工事における労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、石綿対策、メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策等について、関係行政機関の動向を把握しつつ、連携を強化する。

#### ウ 労働災害防止団体の活用と連携強化

- ・ 労働災害防止団体等との連携の強化を図り、パトロールの合同開催や安全衛生教育に対する指導援助を行うことにより、活動の活性化を図る。
- ・ 労働災害の発生件数、労働災害事例等の労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

#### エ 業界団体等の活用と連携の強化

- ・ 業界団体等を通じ、安全管理者、衛生管理者等安全衛生担当者の能力向上教育、危険感受性向上教育、リスクアセスメントを普及させるための教育等の実施を促進させる。
- ・ 第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。